

(別添2)

厚生労働省発基安0906第2号

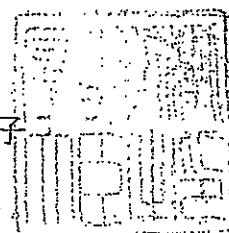
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成24年9月6日

厚生労働大臣 小宮山 洋子



労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 名称等の表示の対象となる物の追加

インジウム化合物をその重量の〇・一パーセント以上含有する製剤等、エチルベンゼンをその重量の〇・一パーセント以上含有する製剤等及びコバルト又はその無機化合物をその重量の〇・一パーセント以上含有する製剤等を、譲渡又は提供時に名称等を表示しなければならない物とすること。

二 新規化学物質の名称等に係る届出様式の備考の改正

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の規定に基づき、同令の様式により届出又は申出を行つた場合であつて、当該届出書又は申出書の写しを添付するときには、新規化学物質の名称等に係る届出書等の記載事項の一部を省略することができるものとすること。

第二 特定化学物質障害予防規則の一部改正

一 管理第二類物質の追加

インジウム化合物及びこれをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤等（以下「インジウム化

合物等」という。) 並びにコバルト又はその無機化合物及びこれらをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤等(以下「コバルト等」という。)を管理第二類物質に追加し、特定化学物質障害予防規則の規定を適用すること。

二 「エチルベンゼン等」の追加等

エチルベンゼン、エチルベンゼンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤等並びにエチルベンゼン及び有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する製剤等(エチルベンゼンをその重量の一パーセントを超えて含有するものを除く。)を「エチルベンゼン等」と規定し、第二類物質の一類型として特定化学物質障害予防規則の規定を適用すること。ただし、エチルベンゼンの含有量がその重量の一パーセント以下の製剤等については、作業主任者の選任、作業環境測定及び健康診断に係る規定を除き、適用を除外すること。

三 エチルベンゼン等及びコバルト等に係る適用除外業務

(一) エチルベンゼン等による屋内作業場等における塗装業務(以下「エチルベンゼン塗装業務」という。)以外の業務及びコバルト等を触媒として取り扱う業務については、作業主任者の選任をすべき業

務、作業環境測定を行うべき業務及び健康診断を行うべき有害な業務の対象としないものとするとともに、特定化学物質障害予防規則の規定を適用しないこと。

(二) エチルベンゼン塗装業務について、エチルベンゼン等（エチルベンゼンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤等を除く。）の消費量が許容消費量を超えない場合等には、作業主任者の選任をすべき業務、作業環境測定を行うべき業務及び健康診断を行うべき有害な業務の対象としないこと。

四 エチルベンゼン等に係る作業主任者の選任等

事業者は、エチルベンゼン塗装業務に係る作業については、必要な作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、労働者の指揮等のほか、タンクの内部における作業を行わせる場合は、当該作業の特徴に即した措置が講じられていることを確認させるものとすること。

五 エチルベンゼン等に係る作業環境測定の実施等

事業者は、エチルベンゼン及び有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する製剤等（六（一）において「エチルベンゼン有機溶剤混合物」という。）の製造、取扱いの作業を行う作業場に係る作業環境測定については、エチルベンゼンのほか、含有する特定の有機溶剤の濃度を測定するものとすること。

六 健康診断の実施期間及び項目

(一) 事業者は、インジウム化合物等の製造、取扱いの業務に常時従事し、又は従事した労働者に対し、業務の経歴の調査及び作業条件の簡易な調査のほか、業務ごとに次の表に掲げる項目について、雇入れの際等及びその後六月ごとに一回、定期に医師による健康診断を行うものとすること。

業務	項目
インジウム化合物等の製造、取扱いの業務	<p>一 当該物によるせき等の自他覚症状及びその既往歴の有無の検査</p> <p>二 胸部のエックス線撮影による検査（雇入れ時等に限る。）</p> <p>三 血清インジウム及び血清シアル化糖鎖抗原 KL-6の量の測定</p>
エチルベンゼン等（エチルベンゼンの含有量がその重量の一パーセント以下の製剤等を除く。）	一 当該物による眼の痛み等の自他覚症状及びその既往歴の有無の検査

(三) 及び七において同じ。) の製造、取扱いの業務

二 尿中のマンデル酸の量の測定

務

コバルト等の製造、取扱いの業務

当該物によるせき等の自他覚症状及びその既往歴の有無の検査

(二) 事業者は、(一)の項目のほか、エチルベンゼン有機溶剤混合物の製造、取扱いの業務に常時従事する労働者に対し、有機溶剤の特性等に即した健康診断を行うものとすること。

(三) 事業者は、(一)の健康診断の結果、異常の疑いがある者等で、医師が必要と認めるものについては、作業条件の調査のほか、業務ごとに次の表に掲げる項目について医師による健康診断を行うものとすること。

業務	項目
インジウム化合物等の製造、取扱いの業務	医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線撮影による検査（雇入れ時等を除く。）、血清S P—I Dの検査等の血液化学検査、肺機能検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

エチルベンゼン等の製造、取扱いの業務

医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査又は腎機能検査

コバルト等の製造、取扱いの業務

機能検査又は腎機能検査

一 尿中のコバルトの量の測定

二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線撮影による検査、肺機能検査、心電図検査又は皮膚貼付試験

七 作業環境測定の記録等の保存期間等

事業者は、インジウム化合物等、エチルベンゼン等及びコバルト等に係る作業環境測定の記録、作業環境測定の結果の評価の記録（インジウム化合物等にあつては、作業環境測定の記録に限る。）及び健康診断の結果の記録については、三十年間保存するものとするとともに、事業を廃止する際には、これらの記録を所轄労働基準監督署長に提出するものとすること。

八 インジウム化合物等及びコバルト等に係る措置

事業者は、インジウム化合物等及びコバルト等の製造、取扱いの作業に労働者を従事させるとときは、

作業場の床等は、水洗等による掃除に適した構造のものとし、粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除するものとするとともに、インジウム化合物等については、作業環境測定の結果に応じて、労働者に厚生労働大臣の定める呼吸用保護具を使用させ、使用後の呼吸用保護具等は、付着物を除去した場合等を除き、作業場外に持ち出さないものとすること。

九 エチルベンゼン等に係る措置

事業者がエチルベンゼン塗装業務に労働者を従事させる場合には、有機溶剤中毒予防規則の規定を準用し、必要な読み替えを行うこと等とすること。

十 エチレンオキシド等及び酸化プロピレン等に係る措置

(一) エチレンオキシド等及び酸化プロピレン等を特定化学物質障害予防規則第三十八条の十四の燻蒸作業に係る措置の対象物質とすること。

(二) 事業者は、特定化学物質障害予防規則第三十八条の十四の測定の結果、空気中のエチレンオキシド又は酸化プロピレンの濃度が、物ごとに次の表に掲げる値を超えるときは、労働者に送気マスク等を使用させる等必要な措置を講じた場合を除き、当該場所に労働者を立ち入らせないものとすること。

物	値
エチレンオキシド	二ミリグラム又は一立方センチメートル
酸化プロピレン	五ミリグラム又は一立方センチメートル

第三 女性労働基準規則の一部改正

使用者が女性を就かせてはならない業務に次の(一)及び(二)に掲げる業務を追加すること。

(一) エチルベンゼンを発散する場所における次に掲げる業務

イ 第二の九により準用する有機溶剤中毒予防規則の規定等により、事業者が労働者に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させる必要がある業務

ロ イに掲げるもののほか、特定化学物質障害予防規則の規定による作業環境測定の結果の評価により第三管理区分に区分された屋内作業場における業務

(二) エチレンオキシドに係る第二の十の(二)の作業において、事業者が労働者に呼吸用保護具を使用させる必要がある作業を行う業務

第四 その他

様式の改正等、所要の規定の整備を行うこと。

第五 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成二十五年一月一日から施行すること。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。